

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料1

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和5年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-1	同和問題	学校・園における人権・同和教育の充実	・学校・園においては、乳幼児・児童・生徒の実態やそれぞれの発達段階に応じた人権尊重の心を育むため、いじめや差別を許さない仲間づくり・人間関係の醸成や、偏見にとらわれないものの見方・考え方の育成に取り組めます。	〔成果〕 ・市内35校園に対し人権教育・保育計画訪問を実施した。 ・各校園で市内共通教材を用いて人権研修を実施した。 〔課題〕 ・各校園での人権研修は年間2回以上実施できた。しかし、外部講師を招いての研修が実施できない校園が一部あった。	〔具体的な取組〕 ・市内36校園に対し人権教育・保育計画訪問を実施する。 ・市内36校園で市内共通教材を用いて人権研修を実施し、報告内容をリーダー研修会等で共有し、各校園での研修に生かしていく。 〔目標値〕 ・各校園での人権研修を年2回以上実施する。	学校教育課
人-1	同和問題	学校・園における人権・同和教育の充実	・学校・園においては、乳幼児・児童・生徒の実態やそれぞれの発達段階に応じた人権尊重の心を育むため、いじめや差別を許さない仲間づくり・人間関係の醸成や、偏見にとらわれないものの見方・考え方の育成に取り組めます。	〔成果〕 園生活における日々の中で、発達段階に応じて、自尊感情を高めたり友達と一緒に過ごすことの楽しさを感じたりするなど、人権尊重の心につながる素地の育成につながった。 〔課題〕 長期的に取り組んでいく必要がある。	〔具体的な取組〕 教職員が高い人権意識をもって、子どもに関わっていくために研修を重ねていく。 〔目標値〕 各園年間3回程度の職員人権研修 各園年間1回程度の保護者人権研修	保育幼稚園課
人-2	同和問題	学校・園における人権・同和教育の充実	・同和問題を正しく理解し、その解決に向けて主体的に行動する意識を高める教育の実践に向けて、『部落問題学習共通教材実践事例集』の研究および活用や、差別事件・事象の教材化を通して、教職員自身の研修の充実を図り、人権意識を高めます。	〔成果〕 ・小学校で共通教材実践事例集について、公開授業、授業研究会を実施し、協議を重ねて全面改訂し、各校に配布した。 ・市内35校園に対し人権教育・保育計画訪問を実施した際に、同和問題を話題にあげ、教職員の研修とした。 〔課題〕 ・市内共通研修資料を活用しきれていない学校がある。	〔具体的な取組〕 ・市内36校園に対する人権教育・保育計画訪問で、地域総合センター職員と同席して、同和問題の解決に向けた研修の機会とする。 ・中学校の共通教材実践事例集について、来年度の改定に向けて、現状に合わせた教材となるように協議をし、公開授業、授業研究会を実施する。 〔目標値〕 ・公開授業などを2回以上実施する。	学校教育課
人-3	同和問題	地域における人権・同和教育の推進	・同和問題の歴史や実態、市民意識調査結果から見える市民意識の現状を広く市民に周知し、解決に向けて主体的に行動する市民意識の高揚が図られるよう、地域に根差した取組を推進します。	〔成果〕 自治会と市行政推進班員が連携・相談しながら、自治会人権・同和問題学習会を開催した。コロナ禍ではありながらも、少人数に分かれての開催など工夫を凝らし、積極的に集合研修を開催された。また、学習会の開催が困難な場合は、人権啓発資料の各戸への配布や回覧などで学習の機会を提供された。 ・自治会人権・同和問題学習会の開催 合計136回 講師による講話:73回 DVDと講師による講話:5回 DVDと話し合い:5回 DVDのみ:42回 体験学習:4回 現地研修:2回 資料の全戸配布・回覧:5回 ・学区別人権学習会の開催 7学区で開催 〔課題〕 ・参加の少ない若者世代や子育て世代の参加を促し、多様な世代が学び合えるような学習機会の提供について検討する必要がある。 ・令和元年度に実施した市民意識調査において、同和問題の解決に向けて「私にできることからやっていきたい」と答えた市民の割合が24.3%であり、「何も触れずにそっとしておいたほうが自然となくなる」と回答した市民(32.0%)を下回っている。同和問題を市民一人ひとりに「自分事」として考えてもらえるような学習機会の提供を工夫する必要がある。	〔具体的な取組〕 市民が同和問題を「自分事」として考えられるよう、自治会や学区などの身近なコミュニティにおける学習機会の提供を支援する。 ・行政推進班員を対象とした研修会 (5/9、10計2回・会場開催およびオンライン開催) 演題「部落差別問題について」 講師:滋賀県人権センター 河口 守男さん ・学習会用リーフレット「つながり」「つながり2」を活用した人権・同和問題学習会を推進する。 ・配布や回覧をされた場合、目を通してもらいやすい資料を提供できるよう、資料の作成や収集を行う。 〔目標値〕 ・自治会人権・同和問題学習会の開催自治会数 R5:70自治会 → R6:71自治会	人権政策課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料1

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和5年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-4	同和問題	地域における人権・同和教育の推進	・研修機会の充実、必要な資料の提供を通じて、同和問題について深い認識と実践力を身につけた指導者の養成を図ります。	<p>[成果]</p> <p>指導者の研修機会として、研修会の開催や、人権啓発に関する各種パンフレット・研修に関する資料の送付を行い、啓発講師団・公民館指導員の研修機会の確保と人権意識・資質の向上を図ることができた。</p> <p>・研修会の開催</p> <p>①7/5 人権学習会の実践について 講師:草津市同和教育啓発講師団 片山 恵泉さん</p> <p>②11/30 「子どもの権利かるた」から学ぶ子どもの人権 講師:認定NPO法人国際子ども権利センター(シーライツ)代表理事 甲斐田 万智子さん</p> <p>③2/6 在日を生きる 講師 滋賀朝鮮初級学校前校長 鄭 想根さん</p> <p>・現地研修の実施</p> <p>10/10 フィールドワーク(大阪府高槻市) 参加者18名</p> <p>[課題]</p> <p>人権課題は多様化しており、世情に合わせた話を求められることも多いため、講師団に対して適切な研修機会や人権課題に関する資料を提供する必要がある。</p>	<p>・行政推進班員を対象とした研修会(5/9、10計2回・会場開催およびオンライン開催)</p> <p>演題「部落差別問題について」 講師:滋賀県人権センター河川 守男さん</p> <p>・守山市まちづくり人権教育推進協議会総会記念映画上映会(6/9)</p> <p>映画:破戒</p> <p>全国水平社創立100年を記念して制作された本作品では、部落差別の厳しさやそれと闘う熱い思いが描かれている。</p> <p>・学習会用リーフレット「つながり」、部落別解消推進法および事前登録型本人通知制度の周知用チラシを活用し、同和問題についての理解を促進する。</p> <p>【目標値】</p> <p>・指導者を対象とした、同和問題に関する研修会の開催 年1回以上</p>	人権政策課
人-5	同和問題	企業・事業所における人権意識の向上	・企業訪問や市企業内人権教育推進協議会と連携した研修機会の提供等を通じて、各企業における人権同和問題学習を推進するとともに、公正な採用選考システムの徹底を図ります。	<p>[成果]</p> <p>新型コロナウイルス感染症が5類に位置付けられたことにより、訪問が可能になった企業が増えた。訪問調書により、企業・事業所での人権研修の実施状況や公正な採用選考システムの確立状況を確認した。</p> <p>また、企業内人権教育推進協議会と連携し、各種研修会を開催することにより、人権・同和問題や公正採用選考についての学習を推進することができた。</p> <p>・訪問企業数(対面) 122社</p> <p>・第28回企業内人権問題初任者研修(6/7 47名/27社)</p> <p>・第10回事業所内人権教育公正採用研修(8/23 55名/37社)</p> <p>・第45回事業所内公正採用選考・人権啓発担当者研修(10/24 49名/40社)</p> <p>・第38回事業所内人権教育研修トップセミナー(2/20 40名/33社)</p> <p>[課題]</p> <p>・コロナ禍を経て人権教育に積極的に取り組まれる企業とそうでない企業の二極化が顕著になってきている。</p> <p>・各種研修会については、ZOOM等を活用したハイブリッド型の研修や2部制の実施により、参加しやすい形態を考慮する必要がある。</p> <p>・企業内人権教育推進協議会の会員数が伸び悩んでいる。</p>	<p>【具体的な取組】</p> <p>企業訪問は、原則対面での訪問を実施し、研修の必要性を伝える。</p> <p>また、多くの企業の方に参加いただけるような研修会の開催形態として、ZOOMと会場のハイブリッド型の研修や、午前午後の2部制などの研修を引き続き開催する。</p> <p>・第29回企業内人権問題初任者研修(6/12)</p> <p>・第11回事業所内人権教育公正採用研修(8月)</p> <p>・第47回事業所内公正採用選考・人権啓発担当者研修(10月)</p> <p>・第39回事業所内人権教育研修トップセミナー(2月)</p> <p>企業訪問時等に、企業内人権教育推進協議会に未加入の企業に対し、加入促進を図る。</p> <p>【目標値】</p> <p>・各研修会の参加者数 50名/回</p> <p>・企業内人権教育推進協議会会員数 150社</p>	商工観光課
人-7	同和問題	えせ同和行為の排除	・えせ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付け、問題解決の大きな障害要因となるものであり許されない行為であるとの認識のもと、現状の把握や遭遇した際の適切な対応方法についての情報提供を行うとともに、警察や大津地方法務局等関係機関と緊密な連携を保ち、徹底した排除に向けた取組を推進します。	<p>[成果]</p> <p>年度初めに「えせ同和行為」に係る対応のマニュアルを庁内に周知し、職員が迅速・適切な対応をとれるように体制を整えることができた。</p> <p>・市役所での発生(H28年度1件)</p> <p>・平成29年12月頃、県内においてえせ同和行為とみられる電話での問い合わせが複数発生</p> <p>・これ以降発生なし。</p> <p>[課題]</p> <p>マニュアルを示し周知しているが、実際に事案に遭遇した時に落ち着いて対応できるよう各自シミュレーションしておく必要がある。</p>	<p>【具体的な取組】</p> <p>引き続き、「えせ同和行為」に係る対応のマニュアルを庁内に周知するとともに、人権・同和教育行政推進班実務者研修(係長級以上対象:5月)等の研修会でえせ同和行為について説明することにより、職員が迅速・適切な対応をとれるように体制を整える。マニュアルを示すだけでなく、研修会等の場での対応の仕方についてふれるなどして職員の再認識を図る。また、学校、企業・事業所等でも適切に対応してもらうため、学校や企業・事業所等を訪問した際に、広く周知する。</p> <p>【目標値】</p> <p>事象発生件数 0件</p>	人権政策課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料1

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和5年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-8	同和問題	「事前登録型本人通知制度」の周知・啓発	・住民票の写しや戸籍謄抄本等の第三者への交付を、事前に登録された本人に通知する制度について周知に努め、不正請求の抑止と不正取得の早期発見を図ります。	<p>〔成果〕</p> <p>戸籍等の不正請求および不正取得による個人の権利の侵害の抑止・防止を目的として、事前登録型本人通知制度を実施しており、令和6年3月31日現在の登録者数は818人で、昨年同月と比較し42人の増加、登録率も0.04ポイントの増加となっている。また、登録の有効期限は、平成25年度の制度開始当初から無期限としている。</p> <p>登録者数の増加に向けて制度の周知啓発を行うため、広報・ホームページへの掲載の他、本庁や支所での案内チラシ・申請書の設置や、制度案内の掲載した窓口封筒の配布、郵送請求者の領収書への制度案内の掲載、自治会別人権学習会の啓発資料への掲載により学習する機会を設ける等、様々な機会や媒体を活用した取組を行った。</p> <p>・登録者数(令和6年3月末) 818人(前年度比 42人(5.4%)増)</p> <p>・本人通知数 40人</p> <p>〔課題〕</p> <p>制度の周知と、登録促進のための継続的な取組を今後も引き続き行っていく必要がある。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>事前登録型本人通知制度の周知については、案内チラシや窓口封筒等の配布に加え、新庁舎設置のデジタルサイネージを活用した啓発を行う。また、職員に対しても、人権政策課と連携し、庁内掲示板システムによる案内を行い、制度理解の浸透と登録の促進に努める。あわせて、不正請求を未然に防げるよう、各種証明書の請求受付の際の本人確認を徹底する。</p> <p>〔目標値〕</p> <p>令和7年3月末 850人</p>	市民課
人-9	女性の人権	女性に対するあらゆる暴力防止の推進	・セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)、性犯罪、売買春、ストーカー行為等の身体的、性的、精神的なあらゆる暴力から女性を守るために、迅速で適切な対応を図れるよう、行政、警察、医療機関等の関係者による連携を図り、相談、保護、自立支援の取組を強化するとともに、暴力を許さない社会意識を高める啓発を行います。	<p>〔成果〕</p> <p>DV等の配偶者間の暴力に関する相談については、母子・父子自立支援員が、相談者に寄り添いながら対応し、庁内関係部署や警察、中央子ども家庭相談センター等の関係機関と連携し、相談者の課題解決を行った。</p> <p>R5 DV相談件数:78件</p> <p>〔課題〕</p> <p>DVは周囲に見えにくく、被害者の判断力の低下等により、相談しにくい場合がある。相談窓口の啓発を行うとともに、引き続き早期発見のために、警察や女性相談支援センター等関係機関との連携により、相談者が安心して相談できる環境を整備する必要がある。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>・令和6年度から配置した女性相談支援員を中心に、相談者に寄り添った対応に努め、庁内関係部署や警察、中央子ども家庭相談センター等の関係機関と連携し、支援を行う。</p> <p>・広報やHP、パンフレット等でDV等に関する啓発、相談先の周知を行う。</p> <p>・相談者に寄りそった相談ができるよう、各種研修等を通じて、女性相談支援員のスキルアップを図る</p>	こども家庭相談課
人-10	女性の人権	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	・女性の意見があらゆる政策・方針決定過程に反映されるよう、女性の積極的な参画を促進するとともに、引き続き、審議会委員等の女性登用率の向上に向けて取り組めます。	<p>〔成果〕</p> <p>・令和4年度末における登用率は35.0%であり、前年度数値変化がなかった。また、目標値の40%以上を達成している審議会等の割合は43.1%であり、前年度より1.2%増加した。</p> <p>〔課題〕</p> <p>・女性委員のいない審議会が依然として存在する。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>・各種団体等から委員の推薦を受ける場合に、可能な限り女性の推薦を得られるよう働きかけを行うなど、委員選任時に女性の登用促進を行う。</p> <p>・審議会委員の充て職について「所長・会長・代表」等に限定せず、団地等から幅広い年齢や性別の人材が登用されるよう、審議会を所管する各担当課に働きかける。</p> <p>・固定的な男女の役割分担意識の解消に向けた啓発・広報などにより、社会のあらゆる分野で、女性が指導的地位に就くことができる環境の整備を図る。</p> <p>・当該年度に改選のある審議会に女性登用の依頼を行う。</p>	人権政策課
人-11	女性の人権	固定的な性別役割分担意識の解消	・家庭、地域、学校、職場等あらゆる場面において、男女平等・男女共同参画の意識が浸透するよう、啓発や学習機会の提供を行います。	<p>〔成果〕</p> <p>男女共同参画について学ぶ地域研修会を各学区で実施した。当該年度は、全学区で実施。(参加者:215人)</p> <p>〔課題〕</p> <p>地域研修会を全学区で開催できていない。地域研修会の早期開催に向け、学習テーマ・講師を提案する必要がある。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>男女共同参画について学ぶ地域研修会を各学区で実施し、家庭、地域などあらゆる場面で、男女共同参画の意識が浸透するよう、学習機会の提供をおこなう。</p> <p>〔目標値〕</p> <p>地域研修会の参加者数目標値:450人(令和7年度)</p>	人権政策課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料1

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和5年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-12	子どもの人権	幼児・児童等に対する虐待防止の推進	・幼児・児童等への虐待の未然防止と早期発見に努め、学校・園、行政、医療機関等の連携を強化し、迅速に対応を行います。	<p>【実績・成果】</p> <p>要保護児童対策協議会支援検討会議を月1回開催し、庁内関係課、児童相談所および警察等に構成員として参加してもらう中、管理ケースについて、支援の進捗状況報告、課題の共有等を行った。また、管理ケースについては、学校園を含めた個別ケース検討会を開催し、具体的な支援の検討を行った。緊急を要するケースについては、児童相談所での一時保護を行った。</p> <p>・家庭児童相談件数(実人数)823件 (内、児童虐待相談件数457件)</p> <p>【課題】</p> <p>課題は家庭児童相談件数および児童虐待相談件数が、令和4年度よりも増加しており、高止まり傾向となっていること。とりわけ児童虐待については、保護者自身の発達特性、保護者の被虐待等(世代間連鎖)や子どもの発達特性への対応による育児疲れなど、1つの要因だけではなく複数の要因や直ちに解決が難しい課題を抱える中で、虐待リスクが高まり、相談・通告につながったと考えられる。</p>	<p>・要保護児童対策協議会が中心となり、関係機関と連携し、児童虐待の早期発見、対応を行う。</p> <p>・相談や家庭訪問等により、緊急を要する事案を把握した場合は、児童相談所と一時保護を含めた迅速な対応に努める。</p> <p>・こども家庭センターを基点に、母子保健課等関係各課との連携をさらに深める。</p>	こども家庭相談課・子育て応援室
人-12	子どもの人権	幼児・児童等に対する虐待防止の推進	・幼児・児童等への虐待の未然防止と早期発見に努め、学校・園、行政、医療機関等の連携を強化し、迅速に対応を行います。	<p>【具体的な取組】</p> <p>・一人ひとりへの丁寧な関わりと虐待に対する認識の高まりにより、早期発見につながっている。また、子育て応援室等関係機関と連携し、ケース会議を開催するなど継続的な見守りや支援ができた。</p> <p>(課題)</p> <p>・連絡の取りにくい家庭等に対して、どこの機関がパイプとなって関わっていけばよいか役割分担を行い、ケース会議を重ね、最良の策を検討していく必要がある。</p>	<p>【具体的な取組】</p> <p>・教職員による児童虐待の早期発見・早期対応に対するスキルアップと意識を高める研修を推進していく。</p> <p>・子育て応援室等との連携を図り、支援に向けた取組を行う。(適宜ケース会議等を開催する)</p> <p>【目標値】</p> <p>・市SC,SSW研修を年3回実施する。</p>	学校教育課
人-13	子どもの人権	いじめ防止の推進	・いじめを許さない集団づくりのため、一人ひとりの人権を尊重する意識や態度の育成をめざす教育を行うとともに、「守山市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止や早期発見、被害者の心のケア、加害者の指導に努めます。	<p>【具体的な取組】</p> <p>・各学校でいじめアンケートを実施し、「いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」を周知徹底した。そのことがいじめの早期発見、早期対応、未然防止につながり、教職員のいじめに対する認識が向上した。認知件数は減少した。</p> <p>○いじめの件数:小学校496件(49件減)、中学校176件(90件減)</p> <p>(課題)</p> <p>・教職員が児童生徒の様子の変化に敏感に察知することや、職員間での情報共有、共通理解、共通実践など適切な対応を継続して行っていく必要がある。</p>	<p>【具体的な取組】</p> <p>・各校でいじめ問題に関する研修を行うことで、教職員がいじめの未然防止、早期発見に対応できるスキルを身に付け、学校全体としての対応力を高める。</p> <p>・各学校において、親身で丁寧な対応を行う。</p> <p>【目標値】</p> <p>・子どもの健康度調査(QTA30)を年1回実施する。</p> <p>・市SC,SSW研修会を年3回実施する。</p>	学校教育課
人-14	子どもの人権	不登校・学校不適應の児童・生徒に対する支援の充実	・多様な要因から生じる不登校・学校不適應は、どの子どもにも起こりうるものであるという視点に立ち、子どもの特徴や状況に応じて早期に対応し、支援を行います。また、支援する子どもの学習権を保障することにも努めます。	<p>【具体的な取組】</p> <p>・教育相談担当が中心となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター等の関係機関と連携をしながら、適切な初期対応に努めた。</p> <p>・不登校課題の解消に向けた学校体制の整備を進めた。</p> <p>・市内2小中学校については、児童生徒支援加配を中心に課題解決に向けて組織的に取組んだ。</p> <p>(課題)</p> <p>・不登校児童生徒数の増加に伴い、要因も複雑化している。</p> <p>・教職員が対応できる件数に限界がある。また、保護者が協力的でないケースもあり、本人への支援が行いにくい。</p>	<p>【具体的な取組】</p> <p>・教育相談担当が中心となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター等の関係機関と連携をしながら、不登校の要因を分析し、適切な初期対応に努める。</p> <p>・不登校課題の解消に向けた学校体制の整備を進める。</p> <p>・不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに学校以外の多様な学びの場を確保することを目的として、スリースクール等を利用するための必要な経費を助成する制度を開始する。</p> <p>【目標値】</p> <p>・市SC,SSW研修会を年3回実施する。</p>	学校教育課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料1

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和5年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-15	子どもの人権	子どもの貧困対策の推進	・すべての子どもが生まれ育った家庭の状況にかかわらず、未来への夢と希望を持ち、自立できる力を伸ばすために、経済的な支援のみならず、保健・福祉・教育分野等が連動し、切れ目のない支援を行うことにより子どもの貧困の連鎖を断ち切る取組を進めます。	〔具体的な取組〕 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携を図り、困っている児童生徒の早期発見につとめた。また就学援助や育英奨学金制度等による経済的な支援を行った。 〔課題〕 ・本人が経済的に困っていることを言い出しづらいことが多いため、いかにそのような中で困っている児童生徒を発見していくかが重要である。	〔具体的な取組〕 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携を図りながら、児童生徒に丁寧に関わっていく。 〔目標値〕 ・市SC,SSW研修会を年3回実施する。	学校教育課
人-15	子どもの人権	子どもの貧困対策の推進	・すべての子どもが生まれ育った家庭の状況にかかわらず、未来への夢と希望を持ち、自立できる力を伸ばすために、経済的な支援のみならず、保健・福祉・教育分野等が連動し、切れ目のない支援を行うことにより子どもの貧困の連鎖を断ち切る取組を進めます。	〔成果〕 切れ目のない支援の構築のため、関係機関との連携を密にすると共に、家庭状況に関わらず、質の高い保育提供の為、待機児童を最小限にした。 〔課題〕 保育ニーズの低年齢化や増加に対応するための受け皿の確保が課題になっている。	〔具体的な取組〕 引き続き質の高い保育を提供し、自立できる基礎となる力を育てていく。 〔目標値〕 待機児童の解消	保育幼稚園課
人-15	子どもの人権	子どもの貧困対策の推進	・すべての子どもが生まれ育った家庭の状況にかかわらず、未来への夢と希望を持ち、自立できる力を伸ばすために、経済的な支援のみならず、保健・福祉・教育分野等が連動し、切れ目のない支援を行うことにより子どもの貧困の連鎖を断ち切る取組を進めます。	〔成果〕 ・経済的な支援が必要な場合等は、生活支援相談課へつなぐなど、関係部署・機関と連携し、利用できる制度の周知等の支援を行った。 ・経済的な課題を有する母子世帯等に、社会福祉協議会やフードバンクびわ湖等が実施する食料支援の情報提供を行った。 ・子ども食堂の実施についての周知を行った。 ・ひとり親家庭の自立促進、経済的自立支援のために、教育訓練講座を受講された場合に給付金を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」や資格取得支援のために専門学校等に修業された場合に給付金を支給する「高等職業訓練給付金等事業」など、ひとり親世帯の就業支援に取り組んだ。 R5実績 自立支援教育訓練給付金事業 2人 高等職業訓練促進給付金等事業 3人 ・児童扶養手当を受給している世帯等を対象に「ひとり親子育て世帯生活支援特別給付金」を児童823人分を支給した(国制度)。 ・ひとり親世帯以外で所得額が一定額以下の子育て世帯等を対象に「ひとり親以外の子育て世帯生活支援特別給付金」を児童922人分を支給した(国制度)。 ・児童扶養手当を431人(受給資格認定件数621人)に支給した。 〔課題〕 生活再建に向けたこれまでの取組の継続と雇用支援等の取組が必要であり、全庁的な取り組みが求められる。	〔具体的な取組〕 引き続き、生活支援相談課等の関係部署・機関と連携し、支援を行う。 ・子ども食堂等のこどもの居場所づくり等に資する活動について、連携や周知に努める。 ・引き続き、「自立支援教育訓練給付金事業」「高等職業訓練給付金等事業」など、ひとり親世帯の就業支援に努める。 ・養育費に関する公正証書等作成促進補助金、養育費の保証促進補助金事業を実施し、養育費の確保支援に努める。 ・児童扶養手当をひとり親世帯等の支給要件該当者に支給する。	こども家庭相談課・子育て応援室

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料1

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和5年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-16	子どもの人権	子どもの権利の普及・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを一時的な保護対象としてではなく、子ども自身が自立する力を支えるとともに、独立した人格を持つ権利の主体として認識するような機運を醸成します。また、子どもの権利条約や改正児童虐待防止法の内容を踏まえ、子どもの権利が守られるよう教育関係者、保護者等を中心に子どもに関わるすべての人々に対して普及・啓発を図ります。 	<p>〔成果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策協議会において構成員に対し、児童虐待防止等についての研修会を開催し、意識の向上を図った。 R5 第1回 5/25 43人 第2回 7/7 44人 第3回 8/18 55人 第4回 9/27 38人 第5回 11/2 28人 11月の児童虐待防止月間を中心に啓発を行った。 10/18 児童虐待防止キャラバン隊によるメッセージ伝達式 10/22 オレンジリボンたすきリレー 11月 オレンジリボンライトアップ、のぼり旗設置、広報掲載などにより児童虐待防止啓発 <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止月間等における効果的な普及・啓発が必要である。 子どもの人権をテーマにした自治会人権学習会の取組支援については、人権政策課、地域総合センターと連携して進める必要がある。 	<p>〔具体的な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策協議会のネットワークを活用し、関係機関(支援機関)との連携と情報共有を図る。 要保護児童対策協議会構成員に対する体系的な研修を行い専門性の向上を図る。 児童虐待防止月間を中心に様々な機会を通じて、児童虐待防止啓発に取り組む 	こども家庭相談課・子育て応援室
人-17	子どもの人権	子育て支援の推進・充実	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設の充実をはじめ、社会全体で子育てを支えるネットワークづくりの充実を図ります。 	<p>〔成果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 各園において、子育て支援のセンター的役割を果たすべく、未就園事業の充実を図ったり、保育室や園庭開放など、園の実態を考慮しながら、支援していくシステムを構築し始めた。 <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育ニーズは年々増加傾向にあることから、保育人材の定着化が課題であるとともに、環境づくりの中で大きな役割を担う保育士の人材育成が課題である。 	<p>〔具体的な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 各園において、未就園事業の回数を増やしたり、開放ルームを設置したりし、社会全体で子育てを支えていくシステムを充実定着させていく。 また、幼稚園預かり保育事業の利用対象者枠を広げ、誰もが利用しやすいようにし、子育てを支えていく。 	保育幼稚園課
人-18	子どもの人権	子どもの意見が尊重される社会環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 次世代を担う子どもが夢や希望を持ち、いきいきと健やかに育っていくため、自らの意見を表明できる機会を提供します。また、人権尊重を基盤に置いて子どもの意見や思いを育てる場づくりを行います。 	<p>〔成果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 各中学校の代表生徒が将来の夢や社会への思いを作文に書き発表する「中学生広場～私の思い2023～守山大会」については、市内6中学校から選ばれた18人が意見発表し、451人の参加で開催できた。 <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催時間が長時間になるため、より参加しやすいように、引き続き、事前準備を含めた開催手法等について検討していく必要がある。 	<p>〔具体的な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度も引き続き同年代の市民ホールでの発表会参加を求めていく。また、現時点では部活動との兼ね合いもあり簡単には解決しないが、各校での発表会(学年・全校)等の充実も求めていきたい。 <p><本年度実施予定></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年7月13日(土) 守山市民ホール大ホール 市内6中学校の代表18人の意見発表 市立守山中学校、県立守山高等学校の活動発表 	社会教育・文化振興課
人-19	障害者の人権	障害者に対する虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者に対する虐待の未然防止と早期発見に努め、事案が発生した時には、そのケースに応じ、関係機関と連携して、迅速に対応を行います。 障害者に対する虐待防止に関する啓発に努めます。 	<p>〔成果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急一時保護の居室について、三障害(身体・知的・精神)に対応できる事業者による緊急一時保護先の確保を行った。 令和5年度 利用実績 0件 2か月に1回、障害者自立支援協議会の相談支援部会において、障害者の権利擁護にかかる事例検討等を実施した。 <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内に2か所の一時保護所を確保しているが、心身に重い障害がある人や医療を必要とする人にも対応可能な体制整備が必要である。 	<p>〔具体的な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き緊急一時保護の居室確保の対応がとれるように、圏域内の他市と共に事業者へ委託を行う。また、より広域的な県レベルでの対応については、他市とともに検討を行う。 被虐待者の受け入れにあたっては、障害特性に応じた支援を提供できるよう、より良い支援体制・方法を検討する。 <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者に対する虐待防止に関する研修会の開催 年1回以上 	障害福祉課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料1

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和5年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-20	障害者の人権	権利擁護の充実	・判断能力が十分でない人に対する財産・金銭面および身体・精神面に関する権利侵害についての相談事業を充実させ、安心して暮らせるまちづくりを推進します。	〔成果〕 社会福祉協議会、成年後見センターもだま、守山・栗東障害者相談支援センターみらいく等の関係機関と連携を図りながら、制度の周知に努めたことにより、障害のある人の権利擁護を推進できた。また、報酬助成制度の活用により後見人等の担い手の確保を行った。 ・成年後見制度利用等に関する市民向け相談会7回(内守山市内で実施2回) 〔課題〕成年後見制度・地域権利擁護事業の支援内容の理解等が未だ進んでいない状況である。	〔具体的な取組〕 成年後見制度利用促進の中核機関(成年後見センターもだま)設置に伴い、より一層の事業の啓発・関係機関等の連携強化・相談支援体制の充実を図り、障害のある人の権利擁護の利用の推進に努めていく。 〔目標値〕 ・弁護士や社会福祉士等の専門家が相談に応じる成年後見制度等に関する市民向け相談会 年2回以上	障害福祉課
人-21	障害者の人権	障害を理由とする差別の解消	・不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、市民や事業者に啓発を行い、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。 ・障害者差別解消法、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例等、障害者の人権に関する法律等の周知に努めます。	〔成果〕 障害者差別解消法・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例について、障害者自立支援協議会にて説明を行い、具体的な取組の必要性の周知・啓発を行った。 〔課題〕 市民の障害者差別解消法および滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例等の認知が、まだ十分とは言えない状態である。	〔具体的な取組〕 障害者差別解消法・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例について、引き続き研修会やイベント等の様々な機会を利用して、周知・啓発を行い障害を理由とした差別の解消に向けた取組を推進する。 〔目標値〕 ・権利擁護等に関する相談会、出張相談、勉強会等を開催10回	障害福祉課
人-22	障害者の人権	ユニバーサルデザインの促進	・ユニバーサルデザインの観点に立って、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、障害や障害のある人に対する誤解や偏見という障壁を取り除き、誰もが住みよいまちづくりを推進します。	〔成果〕 障害者手帳交付時等において、県の実施する車椅子利用者等用駐車場利用証制度やヘルプマークについての周知・啓発に努めた。ヘルプマークへの認知度も増している。 〔課題〕 障害のある人の施設の優先利用(駐車スペース等)への配慮について、より一層の啓発が必要である。	〔具体的な取組〕 「もりやま障害福祉プラン2024」においても、ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備を掲げており、福祉・保健・医療分野だけでなく、道路・都市計画・住宅・商業・観光・交通政策・教育など関係部門との連携した取り組みを実施する。	障害福祉課
人-22	障害者の人権	ユニバーサルデザインの促進	・ユニバーサルデザインの観点に立って、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、障害や障害のある人に対する誤解や偏見という障壁を取り除き、誰もが住みよいまちづくりを推進します。	〔成果〕 一定の規模以上の建築物に対しては、計画通知や条例に基づく届出・通知において、円滑な移動等に配慮した基準への適合状況の確認を行い、必要に応じて計画改善等の指導を行った。 〔課題〕 特になし。	〔具体的な取組〕 一定の規模以上の建築物に対して、円滑な移動等に配慮した基準への適合を義務付けるなど、だれもが安心して利用できる施設の整備が行われるよう指導・助言を行います。	建築課
人-22	障害者の人権	ユニバーサルデザインの促進	・ユニバーサルデザインの観点に立って、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、障害や障害のある人に対する誤解や偏見という障壁を取り除き、誰もが住みよいまちづくりを推進します。	〔成果〕 ・市の管理している道路について、誰もが安心安全に通行できるよう、危険な箇所の早期修繕(舗装修繕、転落防止対策、視線誘導対策など)に努めた。 〔課題〕 ・路線全体のネットワーク化を図る必要がある。	〔具体的な取組〕 ・市の管理している道路について、誰もが安心安全に通行できるように道路の維持補修や歩道の段差解消、歩道の拡幅整備を行う。 〔目標〕 ・ユニバーサルデザインの観点に沿って、誰もが安心安全に通行できるよう点検を実施し、危険箇所の早期発見、解消および整備を進めていく。	道路河川課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料1

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和5年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-22	障害者の人権	ユニバーサルデザインの促進	・ユニバーサルデザインの観点に立って、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、障害や障害のある人に対する誤解や偏見という障壁を取り除き、誰もが住みよいまちづくりを推進します。	〔成果〕 ユニバーサルデザインアドバイザー(以下「UDアドバイザー」)を委嘱(委嘱機関:R5年4月1日～R7年3月31日)し、新庁舎建設に係る会議(庁舎整備推進室)や自治会主催の防災訓練(危機管理課)等でユニバーサルデザインの考え方を推進した。 ○5月各学区自治会長において、UDアドバイザーを活用した自主防災訓練実施について、周知を図った。 ○新庁舎建設 R5.5完成前 視覚障がい者による点字シールの内容・場所の検討 R5.9完成直後 今までのUD会議による意見が反映されているかの確認 〔課題〕 さらなるユニバーサルデザインの考え方を推進するため、UDアドバイザーの活動の周知を図る必要がある。	〔具体的な取組〕 自主防災訓練実施の際にはUDアドバイザーを活用するよう、市の総合防災訓練実施時等の市民の防災意識の高まる機会を見て周知を図る。 市総合防災訓練の際にUDアドバイザーを活用するよう調整を行う。 〔目標値〕 UDアドバイザーを活用した防災訓練の実施…年間5回	健康福祉政策課
人-23	障害者の人権	地域における生活支援	・障害者が住みなれた地域で安心して自立した日常生活を送れるよう、日中活動の場や住まいの場の確保や充実を図ります。	〔成果〕 自立支援給付(障害福祉サービス)により、住みなれた地域での安心した暮らしや日中活動の場の提供を行えた。 〔課題〕 医療的ケアを要する方や強度行動障害等の重い障害のある方の住まいの場の確保が必要である。	〔具体的な取組〕 「もりやま障害福祉プラン2024」に基づき、自立支援給付事業・地域生活支援事業の充実を図っていく。 地域での安心した暮らしにつながるよう計画相談の策定数を増やしていく。また、引き続き計画相談事業所の連絡会を開催し、スキルアップ研修等を行い地域の福祉サービスの質の向上を図る。	障害福祉課
人-24	障害者の人権	地域における生活支援	・障害者の社会的、経済的自立を促進するため、障害者の雇用の場の確保や就労支援を推進します。	〔成果〕 障害者雇用の促進を図るため、市・商工会議所・草津公共職業安定所の共催で障害者就職フェアを開催した。障害者雇用支援制度についてのセミナー(事業者向け)を合わせて開催するとともに、仕事内容・職場での配慮内容等の説明のみを希望する障害者の参加も可能とし、事業者・障害者ともに参加しやすい内容とした。 ・障害者就職フェア(10/13) 面接参加事業者:22社 支援制度セミナーのみ参加事業者:13社 参加求職者数:17名、面接件数:4件、企業説明のみ:20件 採用人数:1社1名 〔課題〕 ・面接会の参加企業の大半は、障害者雇用に積極的な事業所であり、新規の受入事業所の開拓が必要であるとともに、参加しやすい環境整備が必要である。 ・求職者が前年度に比べ大幅に減少した。正社員枠や障害者雇用に適さない求人が多かったことが考えられる。	〔具体的な取組〕 障害者の更なる就労を促進するため、障害者就職フェアを引き続き開催する。開催内容としては、昨年度の課題を見据え開催要項を作成し、事業者・障害者ともに参加しやすい、魅力ある内容とする。 また、事業者の障害者雇用の需要を掘り起こすため、商工業活性化推進員を中心に受入事業者の開拓を進める。 〔目標値〕 ・障害者就職フェアにおける就職者数 7名以上 ・受入事業者数 5社以上	商工観光課
人-24	障害者の人権	地域における生活支援	・障害者の社会的、経済的自立を促進するため、障害者の雇用の場の確保や就労支援を推進します。	〔成果〕 ・就労移行支援事業等の活用により、就労に必要な訓練を提供し就労に結び付けることができた。 ・湖南地域働き・暮らし応援センター「りらく」等と連携しながら、障害のある人の特性に合った就労が継続できるよう支援を行った。 「りらく」による新規就労者数 R5 16人(身体2・知的6・精神8人) 〔課題〕 職場実習先や就労先の新規開拓が必要である。	〔具体的な取組〕 公共職業安定所や障害者職業センター、湖南地域働き・暮らし応援センター「りらく」等の地域の関係機関との緊密な連携を行い、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した取り組みを行っていく。 〔目標値〕 「りらく」による新規就労者数 20人以上	障害福祉課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料1

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和5年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-25	障害者の人権	ノーマライゼーションの理念等の普及	・障害者が地域社会で安心して生活するためには、地域住民がノーマライゼーションの理念に基づき、障害者について正しく理解することが不可欠であり、その理念等について普及・啓発を行います。	〔成果〕 令和5年11月23日に「もりやま地域共生大会」として守山福祉大会・もりやまふれあいフェアを合同で開催。当日は市内作業所の物品販売を行った。また守山市民ホール展示室にて、11月22日から25日まで市内障害関係団体・通所施設連絡協議会等の紹介を行い、広く市民への啓発を行った。 障害者週間では、市内商業施設や幹線道路沿いにのぼり旗を設置するとともに、商業施設で啓発グッズを配布することで、ノーマライゼーションの理念等について普及啓発につなげた。 〔課題〕 障害者週間やもりやまふれあいフェアでの普及啓発について、幅広く周知するため、場所や方法等の工夫が必要である。	〔具体的な取組〕 もりやま障害福祉プラン2024に基づき、合理的な配慮のもと共に支え合う社会の実現のため、もりやま地域共生大会(ふれあいフェア)の開催や自立支援協議会・民生委員児童委員協議会等での研修の場等を通じてノーマライゼーションや共生社会の普及・啓発に努める。	障害福祉課
人-26	障害者の人権	ノーマライゼーションの理念等の普及	・パラスポーツを通じた障害者との交流や、障害者に対する正しい理解の促進に努めます。	〔成果〕 令和5年9月に開催されたスポーツ大会の後援を通じて、障害者がスポーツに触れる機会や選手との交流を行い、障害者の余暇活動の充実と、共に楽しむ場の提供に取り組んだ。 〔課題〕 スポーツに触れる機会や選手との交流の場をより一層確保することが必要である。	〔具体的な取組〕 障害者スポーツ大会の周知をするとともに、ユニスポ守山等と連携し障害者スポーツの競技紹介を通じて、障害の有無に関わらずスポーツの参加を促し、交流の場の確保と障害のある人の理解促進を図る。	障害福祉課
人-27	高齢者の人権	高齢者に対する虐待等の防止の推進	・虐待の未然防止および早期発見・早期支援に努め、事案が発生した時には関係機関と連携し、迅速に対応を行います。 ・高齢者虐待防止に関する周知・啓発に努めます。	〔具体的な取組〕 市民や介護サービス事業者等が虐待行為や虐待が疑われる事例を発見した場合には、相談や通報につながるよう、相談窓口の周知に努めた。ケアマネジャーや民生委員・児童委員等関係者への研修会や出前講座を通して、高齢者の虐待防止と相談先の周知に努めた。 ・居宅介護支援事業所管理者会議での周知 (4月) ・民生委員児童委員協議会定例会等での周知 (3月) ・虐待モニタリング会議の開催 年4回実施(6、9、12、3月) 〔課題〕 高齢者の増加により、虐待事案が増加すると見込まれるため、継続して、ケアマネジャーや民生委員と連携を図る中、相談窓口の周知等を行う必要がある。	〔具体的な取組〕 市民や介護サービス事業者等が虐待行為や虐待が疑われる事例を発見した場合には、相談や通報につながるよう、相談窓口の周知啓発を行う。ケアマネジャーや民生委員・児童委員等関係者への研修会や出前講座を通して、高齢者の虐待防止と相談先の周知を行う。 〔目標値〕 ・ケアマネジャー研修での周知 年2回 ・民生委員児童委員協議会定例会等での周知 年2回 ・虐待モニタリング会議の開催 年4回	長寿政策課
人-27	高齢者の人権	高齢者に対する虐待等の防止の推進	・虐待の未然防止および早期発見・早期支援に努め、事案が発生した時には関係機関と連携し、迅速に対応を行います。 ・高齢者虐待防止に関する周知・啓発に努めます。	〔成果〕 虐待通報の連絡が入った場合には、長寿政策課やケアマネジャー等と連携し、48時間以内にスクリーニング会議を行うなど迅速な対応に努めた。 ・民生委員児童委員協議会等で高齢者虐待の啓発チラシの配布を行い、相談窓口等の周知啓発を図った。 ・有線放送: 1回(高齢者の権利擁護) ・高齢者の権利擁護関係出前講座: 1回 ・虐待通報件数: 69件(うち認定34件) 〔課題〕 高齢者虐待の早期発見・早期支援のため、継続的に市民や関係機関への周知啓発が必要である。	〔具体的な取組〕 ・事案発生時は迅速に関係課・関係機関と情報共有し、虐待支援マニュアルに基づいて対応を行う。 ・高齢者の権利擁護(虐待防止等)について出前講座を行い、虐待への気づきやその支援について周知啓発を行う。 ・有線放送(声の広報)にて、高齢者の権利擁護について周知を行う。 〔目標値〕 ・高齢者虐待の防止に関する啓発ちらしの配布により、相談窓口等の周知啓発を図る。 ・有線放送: 1回(高齢者の権利擁護、成年後見制度) ・高齢者の権利擁護についての出前講座等 : 5回	地域包括支援センター

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料1

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和5年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-28	高齢者の人権	高齢者に対する虐待等の防止の推進	・高齢者が被害に遭いやすい悪質商法等の消費者被害について、広報等で周知・啓発を行い、被害防止に努めます。	〔成果〕 高齢者向けパンフレットや消費生活センターの周知を目的とした啓発品を、高齢者対象の講座の場や消費生活センター窓口で配布したことにより、相談できる場所としての周知につながった。 〔課題〕 高齢者の被害防止や被害回復・救済にあたっては、地域包括支援センターや民生委員等との連携が不可欠であり、見守りのしきみを検討する必要がある。	〔具体的な取組〕 ・振り込め詐欺や悪質な訪問販売等に関する通報や情報提供が引き続きあることから、関係機関と連携するなか、危機発生報告書および守山市安全・安心メールを活用し、被害防止に努める。 ・自治会や各種団体など出向き出前講座の開催について啓発を行う。 ・地域包括支援センターへの情報提供と緊密な連携を図り、被害防止や啓発に努める。	生活支援相談課
人-29	高齢者の人権	認知症の人等への支援	・認知症の人や家族に対するケアと支援を充実するとともに、認知症に対する市民の理解を進め、地域における見守り等安心して暮らせるまちづくりを推進します。 ・認知症等により判断能力が十分でない人に対する財産・金銭面および身体・精神面に関する権利侵害についての相談事業を充実します。	〔具体的な取組〕 ①認知症施策の推進 認知症に対する理解を深め、住民による見守りネットワークを構築するため、学校や自治会、事業所において認知症サポーター養成講座や講演会を開催し、認知症の正しい知識や見守り支援の必要性について普及啓発に努めた。相談窓口の周知や認知症に関する啓発を行うとともに、認知症初期集中支援事業等を通じて、かかりつけ医や関係機関等との連携を図り、認知症の早期発見早期支援に努めた。 ・認知症サポーター養成講座の開催 46回実施1,542人受講 ・認知症講演会の開催 R5.12月実施 149人参加 ・認知症初期集中支援対応件数 20件延べ51件 ・認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 保険加入者 129人(R6.4) ・行方不明高齢者等GPS機器購入費用等補助 5件 ②成年後見制度の利用促進 ・NPO法人成年後見センターもだまへ委託し、高齢者や家族等への成年後見制度や権利擁護に関する相談支援、周知啓発を実施した。 〔課題〕 ・①について:世代を問わず、サポーター養成講座等を通じて、認知症への理解を深める取組みを継続していくことが必要である。 ・②について:・高齢化により、今後も認知症高齢者が増加するため、必要な人が成年後見制度等を活用できるよう、継続的な周知、相談対応が必要。	〔具体的な取組〕 ①認知症に対する理解を深め、住民による見守りネットワークを構築するため、学校や自治会、事業所において認知症サポーター養成講座や講演会を開催し、認知症の正しい知識や見守り支援の必要性について普及啓発を行う。相談窓口の周知や認知症に関する啓発を行うとともに、認知症初期集中支援事業等を通じて、かかりつけ医や関係機関等との連携を図り、認知症の早期発見早期支援を行う。 〔目標値〕 ・認知症サポーター養成講座の開催 30回2,100人受講 ・認知症映画上映&講演会の開催 <実績> 日時:R6.8.4(日)13:30~16:30 場所:守山市民ホール(大ホール) 参加者:536人 内容 ・映画:「ぼけますから、よろしくお願いします。」 ・講演:「認知症が私たち家族にくれたギフト」 講師 信友直子氏(映画監督・ノンフィクション作家) ②成年後見制度の利用促進 ・湖南地域における権利擁護ネットワーク構築のため、湖南地域成年後見制度利用促進協議会、中核機関である成年後見センターもだま、関係機関と連携を図り、(仮称)アクションプランを作成し、取組方針を決定する。 ・成年後見センターもだまによる相談支援の実施 〔目標値〕 もだまによる相談会(年2回)、出前講座の開催(年2回)	長寿政策課
人-30	高齢者の人権	単身高齢者等への支援	・単身高齢者や高齢者世帯等が、不安を感じることなく生活ができるよう、安否確認の体制づくり(地域見守りネットワーク)や生活支援等の一層の充実を図ります。	〔具体的な取組〕 ①緊急通報システム、配食サービス ②各学区、自治会等で、高齢者の生活支援(ゴミ出し、電球替え等)等に新たに取り組む団体に対して、補助金を交付した。 ・高齢者いきいき活動推進補助金 17団体 〔課題〕 ・今後もひとり暮らし高齢者等、支援を必要とする人が増加するため、継続的なニーズ把握を行い、行政サービスだけでなく、地域での支え合いの気運を高める必要がある。	〔具体的な取組〕 ①緊急通報システム、配食サービス ② ・いきいき活動推進補助金の活用事例を広報等で周知し、新たに取り組む団体の増加を図る。 ・生活支援体制整備事業における2層協議体を生かし、コーディネーターの活動により、地域での団体の立ち上げ、継続を支援する。 〔目標値〕 ・いきいき活動推進補助金 補助団体 20団体	長寿政策課・地域包括支援センター

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料1

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和5年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-31	高齢者の人権	ユニバーサルデザインの促進	・ユニバーサルデザインの観点に立って、高齢者が支障なく外出し移動することができるよう、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、デマンド乗合タクシー「モーリーカー」の運行により、誰もが住みよいまちづくりを推進します。	〔成果〕 一定の規模以上の建築物に対しては、計画通知や条例に基づく届出・通知において、円滑な移動等に配慮した基準への適合状況の確認を行い、必要に応じて計画改善等の指導を行った。 〔課題〕 特になし。	〔具体的な取組〕 一定の規模以上の建築物に対して、円滑な移動等に配慮した基準への適合を義務付けるなど、だれもが安心して利用できる施設の整備が行われるよう指導・助言を行います。	建築課
人-31	高齢者の人権	ユニバーサルデザインの促進	・ユニバーサルデザインの観点に立って、高齢者が支障なく外出し移動することができるよう、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、デマンド乗合タクシー「モーリーカー」の運行により、誰もが住みよいまちづくりを推進します。	〔成果〕 ・「モーリーカー」の制度周知を実施 →守山警察署および免許センターに制度案内のチラシを設置 →アウトリーチ型の説明会を中洲学区で実施(計135名参加) ・目標数値50件/日を達成(54.1件/日) 〔課題〕 ・目的地や乗降場所の適正配置および環境改善 ・利用要件の緩和	〔具体的な取組〕 守山市の地域公共交通において、「モーリーカー」に求められる役割・機能を整理するなか、制度改善に向けた検討を進める。 〔目標値〕 「モーリーカー」の利用件数60件/日	都市計画・交通政策課
人-31	高齢者の人権	ユニバーサルデザインの促進	・ユニバーサルデザインの観点に立って、高齢者が支障なく外出し移動することができるよう、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、デマンド乗合タクシー「モーリーカー」の運行により、誰もが住みよいまちづくりを推進します。	〔成果〕 ユニバーサルデザインアドバイザー(以下「UDアドバイザー」)を委嘱(委嘱機関:R5年4月1日～R7年3月31日)し、新庁舎建設に係る会議(庁舎整備推進室)や自治会主催の防災訓練(危機管理課)等でユニバーサルデザインの考え方を推進した。 ○5月各学区自治会長において、UDアドバイザーを活用した自主防災訓練実施について、周知を図った。 ○新庁舎建設 R5.5完成前 視覚障がい者による点字シールの内容・場所の検討 R5.9完成直後 今までのUD会議による意見が反映されているかの確認 〔課題〕 さらなるユニバーサルデザインの考え方を推進するため、UDアドバイザーの活動の周知を図る必要がある。	〔具体的な取組〕 自主防災訓練実施の際にはUDアドバイザーを活用するよう、市の総合防災訓練実施時等の市民の防災意識の高まる機会を見て周知を図る。 市総合防災訓練の際にUDアドバイザーを活用するよう調整を行う。 〔目標値〕 UDアドバイザーを活用した防災訓練の実施…年間5回	健康福祉政策課
人-32	高齢者の人権	福祉・介護サービスの充実	・自らの意思が尊重され、その人らしい自立した質の高い生活を送ることができ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう福祉・介護サービスの一層の充実を図ります。	〔成果〕 介護保険住宅改修による給付と、高齢者住宅小規模改造助成事業の実施により、段差解消など日常生活動作がしやすい住宅環境の整備に寄与した。また、必要に応じて現場確認を行うなど事業の適正化に努めた。 〔実績〕 介護保険住宅改修193件、高齢者住宅小規模改造助成事業6件 〔課題〕 サービスが必要な方が増える中、必要な方に必要な改修が適切に実施されるよう、制度の周知を行い事業の適正化に努める必要がある。	〔具体的な取組〕 高齢者の増加により年々事業費が増加する中、介護保険法や助成事業実施要綱に基づき、必要な方に必要な改修が適切に実施されるよう、ケアマネ研修等で制度の理解や徹底周知に努め、引き続き事業の適正化に努める。 〔目標値〕 介護保険住宅改修200件、高齢者住宅小規模改造助成事業5件	介護保険課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料1

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和5年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-32	高齢者の人権	福祉・介護サービスの充実	・自らの意思が尊重され、その人らしい自立した質の高い生活を送ることができ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう福祉・介護サービスの一層の充実を図ります。	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>①総合事業の継続実施 ②計画取組 ③生活支援体制整備</p> <p>第1層および第2層に配置している生活支援コーディネーターを中心に、地域住民をはじめ、地域包括支援センター、市老人クラブ連合会、市シルバー人材センター、市社会福祉協議会等、地域の多様な主体の参画により、地域資源の発掘・創出や、支援者のネットワークの構築等に取り組んだ。</p> <p>【課題】</p> <p>生活支援体制整備事業における各学区の第2層協議体では、学区ごとに高齢者の生活支援等について話し合いを行い、具体的な取り組みが進んでいるが、今後も様々な関係者の参画による取組の評価、継続が必要。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>①総合事業 ②計画取組 ③生活支援体制整備</p> <p>第1層および第2層に配置している生活支援コーディネーターを中心に、地域住民をはじめ、地域包括支援センター、市老人クラブ連合会、市シルバー人材センター、市社会福祉協議会等、地域の多様な主体の参画により、地域資源の発掘・創出や、支援者のネットワークの構築等に取り組む。</p> <p>【目標値】</p> <p>安心安全に暮らせる住環境が整っていると感じる人の割合 50% 今後も暮らし続けていく上での生活の利便性がよいと感じる人の割合 55%</p>	長寿政策課・地域包括支援センター
人-33	高齢者の人権	社会参画の促進	・高齢者が、長年培ってきた経験や知識を活用し、社会参画ができるよう、生きがいを推進します。 ・活躍できる機会や交流・活動の場等、居場所づくりの推進と就業の場の確保等を通じ、高齢者自身が担い手となり活躍できる仕組みづくりに取り組みます。	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>生きがいや役割をもって活動することが介護予防にもつながることから、身近な地域での趣味の活動や交流、社会参加の機会の提供などを通していきがいつくりへの支援を行った。</p> <p>①すこやかサロン 自治会サロン 68か所 延1,148回、延18,849人参加 学区サロン 4か所 延11回、延37人参加</p> <p>②いきがい活動ポイント事業 ・高齢者の閉じこもり防止、ボランティア活動の推進につながった。</p> <p>③生活支援体制整備事業の推進 ・毎月開催される地域福祉推進会議や各学区等の話し合いの場(協議体)で高齢者の生活支援等について協議され、補助金を活用して、新たな活動を開始・継続する団体があった。 ・いきいき活動推進補助金 補助団体 17件(うち、新規11件)</p> <p>【課題】</p> <p>①:参加メンバーが固定しており、新たな参加者が少ない。参加者が主体的に取り組める内容の検討が必要。 ①②③:効果的な取組の周知 介護予防の取り組みをしていない人に対し、取り組みをはじめきっかけとなるよう、あらゆる機会を利用して、介護予防の必要性や具体的な取り組みについて啓発を行う必要がある。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>生きがいや役割をもって活動することが介護予防にもつながることから、身近な地域での趣味の活動や交流、社会参加の機会の提供などを通していきがいつくりへの支援を行う。</p> <p>①②サロン、いきがい活動ポイントについて、引き続き広報等により活動内容を紹介することで、新たな参加者や活動団体を増やしていく。 ③生活支援体制整備事業 ・高齢者の主体的な活動を支援するための補助制度である「いきいき活動推進補助金」について、補助金の活用事例の紹介を行い、活動の立ち上げに対する財政的な支援を行う。</p> <p>【目標値】</p> <p>いきいき活動推進補助金 補助団体 20団体</p>	長寿政策課
人-34	外国人の人権	外国人に対する差別の解消	・外国人に対する偏見や差別意識の解消に向けた取組を推進するとともに、ヘイトスピーチ解消法等、外国人の人権に関する法律等の周知に努めます。	<p>〔成果〕</p> <p>自治会での人権・同和問題学習会を開催するにあたり、学習テーマや学習教材(資料・DVD等)の相談を受けた時に、「外国人の人権」も一つの候補として紹介し、活用いただいた。地域等における研修を推進するリーダー層の理解を深めるため、守山市人権教育指導者研修会(2/6)において、講演をいただいた。</p> <p>演題 在日を生きる 講師 滋賀朝鮮初級学校前校長 鄭 想根さん</p> <p>〔課題〕</p> <p>ヘイトスピーチ解消法の認知度がまだ十分とは言えない状態である。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>・指導者層を対象とした研修会において外国人の人権に関する講座(フィールドワーク)を開く 演題 「土倉鉦山における朝鮮人強制労働に関する歴史について」 講師 もりのもり 代表理事 北川 勇夫さん ・「ヘイトスピーチ解消法」の周知については、大津地方法務局や市民協働課と連携し、ポスターの掲示、研修会やイベント等の様々な機会を利用して、啓発資料やのチラシの配布に努める。</p>	人権政策課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料1

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和5年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-35	外国人の人権	外国語による情報提供、日本語指導の推進	・外国人の市民が、地域の一員として安心した生活ができるよう、居住実態の把握に努めるとともに、外国語による生活情報の提供や、日本語指導の充実を図ります。	<p>〔成果〕</p> <p>○市国際交流協会への委託および補助事業等により、下記の施策を実施し、在留外国人が快適に日常生活を送れる環境整備に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室の実施 月2回(年43回)開催(R5年度延べ265人参加) ・外国人随時通訳相談受付 在住外国人からの希望を受けて通訳を派遣、市役所の窓口など複雑な手続きを必要とする場面など相談支援を行った。(R5年度6件) ・「みみタロウ」の配布 2か月に1度、滋賀県国際協会発行の生活情報誌「みみタロウ」を希望者に郵送し、日常生活の手助けとなる情報提供を行った(スペイン語、韓国語、中国語、英語、タガログ語、ベトナム語、日本語[かな付き]。R6.3月現在、30世帯)。 ・「生活ガイドブック」配布 外国籍転入者を対象に、各言語(ポルトガル語、中国語、英語)による「生活ガイドブック」を配布し、住民登録の方法や各手当の受給方法、ごみの出し方注意などの案内を行った。 <p>〔課題〕在住外国人の暮らしにかかる課題は、引き続き、地域の人々の声や在住外国人の声にしっかりと耳を傾けることで把握に努めていく必要がある。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>引き続き、日本語教育の充実や生活情報誌の配布およびホームページ等により必要な情報提供を行う。また、やさしい日本語での情報提供を推進する。同時に、国際交流協会の取組や行政情報も併せて案内することで、現在提供しているサービスを活用していただけるよう周知に努める。また、在留外国人やその周辺にお住まいの地域住民の声を随時把握し、必要なサービスにつなげる。</p> <p>【目標値】 「みみタロウ」配布先世帯 R5:30世帯→R7:35世帯</p>	市民協働課
人-36	外国人の人権	外国人に対する就労支援	・就労相談窓口を通じ、外国人の市民の就労実態の把握に努めるとともに、相談者により添った課題解決に向けた方策の検討を行います。	<p>〔成果〕</p> <p>国際交流協会や市民協働課などの関係機関等と連携を図る中、外国人向けの就労情報発信や、外国人就労者からの相談対応を行うことができた。</p> <p>〔課題〕</p> <p>日本の雇用慣行等に関する知識不足や言語・文化等の相違により、就労トラブルが生じる場合がある。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>支援が必要な外国人就労者に対しては、関係機関等と連携し、対応する。</p> <p>また、企業内人権教育推進協議会の各種研修などを通じて、外国人の人権に対する啓発に取り組むほか、相談者の状況に応じて必要な支援情報を提供できるよう、日頃から情報収集と関係機関との連携に努める。</p>	商工観光課
人-37	外国人の人権	多文化共生社会・国際理解の推進	・多様な価値観を認め、支え合い、ともに地域づくりが行えるよう、姉妹都市への使節団および学生の派遣や多文化理解促進に向けた異文化交流サロン等を通じ、国際理解推進や国際意識の向上を図り、また多文化共生社会の構築に努めます。	<p>〔成果〕</p> <p>国際交流協会との連携を図り、市民ボランティアの方々の協力のもと、「MINNAのサロン」(日本文化体験等)を5回開催。「国際交流の広場」は5年ぶりに食の広場を含め、開催。(参加者数:延95名)</p> <p>市民と在住外国人の方々と交流できる場を設けることで、多文化共生に対する理解が深まった。</p> <p>〔課題〕</p> <p>在住外国人の暮らしにかかる課題は、引き続き、地域の人々の声や在住外国人の声にしっかりと耳を傾けることで把握に努めていく必要がある。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>引き続き、「国際交流の広場」など多文化共生に対する理解が深まるようなイベントを、国際交流協会との連携を図りながら開催する。</p> <p>それぞれの地域で住みやすい生活環境が創造できるよう、国際交流協会や市民ボランティアの方々の協力のもと、必要な対策を実施する。また、在留外国人やその周辺にお住まいの地域住民の声を随時把握し、必要な施策・事業につなげる。</p> <p>姉妹都市からの訪問を受け入れ、地域の方との交流の場を設けるとともに、ホームステイ等を通じ、市民に他国の文化や習慣を理解してもらえるよう努める。</p> <p>【目標値】 MINNAのサロン参加者数 R5実績:延95名→R6:120名</p>	市民協働課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料1

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和5年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-38	外国人の人権	外国人児童・生徒への教育	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導員による支援体制の充実を図り、日本語の理解が十分でないために学力低下や学校生活に支障をきたすことがないよう、一人ひとりの習得状況に応じた日本語指導および生活適応指導を推進します。 母国の文化や言語に接する機会の確保に努めます。 	<p>〔成果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語指導員が対象児童生徒に寄り添いながら、教科学習の支援や生活支援を行うことで、安心して学校生活を送り、学習理解が深まった。 <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外現地校から転入してきた児童生徒が増えているので、日本語指導の必要性が大きい。 	<p>〔具体的な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象児童生徒についての情報交換を日本語指導員と教員が積極的に行うことで、協力して児童生徒への支援を図る。 日本語指導員と対象児童生徒の触れ合いや信頼関係を大切にしながら、学習理解を深め、学習意欲の向上に努める。 <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象児童生徒も対する日本語指導を週2時間を基本として、適切に指導する。 	学校教育課
人-39	外国人の人権	国際理解教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自分の国の伝統・文化を理解するとともに、異文化を理解し尊重する態度、コミュニケーション能力を身につける等、国際社会に貢献できる資質や能力の育成に努めます。 	<p>〔成果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の伝統楽器や百人一首などの文化についてさまざまな機会学ぶことができた。外国語の授業ではALTから出身国の文化を学ぶなど、理解を深めた。 コロナ禍で中止していたレナウイへの派遣を再開し、異文化を理解する機会をもてた。 <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学生のレナウイへの派遣団が学んだことを、市内の中学生に広めることが難しい。 	<p>〔具体的な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> さまざまな学習の場面で自国の文化・伝統に触れるとともに、他国の文化に触れる機会を設けていく。また体験的な学習も計画していく。 レナウイから中学生訪問団を受け入れて、守山市の中学生がホームステイや学校生活等の体験を通して、異文化理解を深め、国際感覚を身につける。 <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ALTの活用計画を各校園で適切に立てる。 	学校教育課
人-40	患者の人権	患者等に対する差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症やHIV感染症、ハンセン病、難病等のような病気を患っても、患者や陽性者、その家族、医療従事者等の人としての尊厳が守られ、基本的人権が尊重されるよう、市民に対する教育・啓発に努めます。 	<p>〔成果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に関してマスクの着用が個人の判断となり、その後5類に分類された。正しい知識に関する教育・啓発の効果で正しい理解が進み、コロナ差別は終息しつつある。 <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害については市民の関心も高いが、HIV感染者やハンセン病元患者等に対する市民の関心は低い。研修会や啓発資料の配布等により、市民の正しい理解と認識を深める教育・啓発活動を推進する必要がある。 	<p>〔具体的な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害を教材として、患者等に対する差別についての研修会や啓発資料の配布などを行い、指導者層や市民に対する教育・啓発活動を継続して実施する。 <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民、指導者層を対象とした研修会、講演会の開催 1回以上 	人権政策課
人-40	患者の人権	患者等に対する差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症やHIV感染症、ハンセン病、難病等のような病気を患っても、患者や陽性者、その家族、医療従事者等の人としての尊厳が守られ、基本的人権が尊重されるよう、市民に対する教育・啓発に努めます。 	<p>〔成果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 第11回人権講座において「感染症における人権～ハンセン病を振り返り～」をテーマに大学から講師を招き市民啓発を行った。また、センター通信を通じて市民啓発を行った。 センター通信での啓発 1回 人権講座 1回 <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの感染状況は落ち着きを見せているが、様々な感染症にかかる差別防止について引き続き啓発に取り組む必要がある。 	<p>〔具体的な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権講座や自治会研修、教職員研修などを通じて感染症について市民啓発を行っていく。 <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> センター通信における啓発回数 1回 	地域総合センター
人-41	患者の人権	感染症に関する正しい知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症やHIV感染症、ハンセン病、難病等の感染症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。 	<p>〔成果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の正しい知識をホームページ等で周知するとともに、障害者の就労支援事業所の従事者に対し、感染予防と感染者の人権保護に関する講義を行った。 <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症やHIVといった性感染症の他にも、様々な感染症があることから、それらに対する正しい知識の普及啓発が必要である。 	<p>〔具体的な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症については、引き続き、関係機関と連携しながら、感染症予防についての正しい知識を広報や有線放送、自治会回覧等のツールを用いて啓発する。 また、厚生労働省や滋賀県からの最新情報を確認し、随時ホームページや安全・安心メール等を更新する。 	すこやか生活課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料1

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和5年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-42	性的指向・性自認等	啓発活動の推進	・誰もが自分の性のあり方を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現のため、研修会・講演会の開催や啓発資料の配布等により、正しい理解と認識を深める啓発を推進します。	〔成果〕 自治会での人権・同和問題学習会を開催するにあたり、学習テーマや学習教材(資料・DVD等)の相談を受けた時に、「性的指向・性自認等」も一つの候補として紹介し、活用いただいた。 〔課題〕 令和元年度実施の市民意識調査結果から、特に高齢層の関心が低いことが明らかになっている。研修会や啓発資料の配布等を繰り返し行い、市民の正しい理解と認識を深める啓発活動を推進する必要がある。	〔具体的な取組〕 ・性的指向・性自認が多数派と異なる人たちの中には多様な立場の方がおられ、発展途上の人権課題と言われているため、最新の情勢に注意を払い、継続して情報収集を行う。 ・市民を対象とした啓発資料を作成し、自治会人権・同和問題学習会等で配布して広く市民に周知する。 ・守山市人権・同和教育研究大会分科会において同和問題をテーマにした講演会を開催(8/24) 演題:LGBTQ+が自分らしく働ける環境づくりについて 講師:にじいろ社労士事務所 代表 西本 梓さん 〔目標値〕 ・市民、指導者層を対象とした研修会、講演会の開催や啓発資料の配布等の学習機会の提供 1回以上	人権政策課
人-42	性的指向・性自認等	啓発活動の推進	・誰もが自分の性のあり方を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現のため、研修会・講演会の開催や啓発資料の配布等により、正しい理解と認識を深める啓発を推進します。	〔成果〕 人権講座の講師として性自認で厳しく辛い生活をされてきた方を講師として招き、幼少期から成長段階での生活での思いや成人後の実生活について語っていただいた。 ・関係する人権講座 1回 ・関係する小学生自主活動学級 1回 〔課題〕 性の多様性についての理解を一層広げるため、継続して啓発する必要がある。	〔具体的な取組〕 市民や子育て中の保護者を対象とした人権講座をはじめ、若い世代にも啓発できるよう中学生自主活動学級の中にもセクシュアリティをテーマとした内容を取り入れて各世代に啓発を実施する。 〔目標値〕 ・関係する人権講座 2回 ・関係する中学生自主活動学級 1回	地域総合センター
人-43	性的指向・性自認等	子どもに対する教育の充実	・小・中学校等で、性的指向・性自認等に関する正しい理解と認識を深める教育を実施します。	〔成果〕 ・教職員研修で性の多様性のテーマをあげたり、人権学習や性教育の中でLGBTに触れて学習が行われた。 ・守山市人権同和教育研究大会の作文発表で、性の多様性がテーマとなるなど、子どもたちにとって身近な話題となっている。 〔課題〕 ・教職員にも捉え方に偏りがみられ、一層の研修が必要である。	〔具体的な取組〕 ・人権学習や性教育の時間などさまざまな視点から性的指向・性自認等についての学習を行い、正しい理解を深めていく。 ・性の多様性についての学習を充実させる。 〔目標値〕 ・各小中学校で学習を年1回以上実施する。	学校教育課
人-44	インターネットによる人権侵害	関係機関との連携による対応	・インターネットによる人権侵害や個人情報の流出等に関わる問題に対して、大津地方法務局や公益財団法人滋賀県人権センター等と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。	〔成果〕 インターネットによる人権侵害等が発生した場合、危機管理マニュアルにおける差別事象の発生における対応に準じ、関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に対応することになっており、マニュアルにおける対応が風化しないよう年1回シミュレーションを実施し、的確な対応方法を確認できた。 〔課題〕 インターネットによる人権侵害等が発生した際に、迅速かつ的確な対応ができるよう日頃から意識づける必要がある。	引き続き、インターネットによる人権侵害等が発生した場合、危機管理マニュアルにおける差別事象の発生における対応に準じ、関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に対応するとともに、マニュアルにおける対応が風化しないよう年1回シミュレーションを実施していく。 〔目標値〕 シミュレーションの実施 年1回	人権政策課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料1

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和5年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-45	インターネットによる人権侵害	啓発・広報の推進	・研修会・講演会の開催や、県等で実施される研修会への参加、広報による啓発活動により、情報モラルの正しい理解と認識を広め、インターネットによる誹謗中傷等の発生を未然に防ぐための取組を推進します。	<p>〔成果〕</p> <p>インターネット社会の進展に伴い、ネット上への誹謗中傷の書き込みなどの人権侵害行為が社会問題となっているため、情報モラルやネット差別の現状についての研修会に参加し、ネット差別を未然に防ぐために大切なことについて学ぶことができた。</p> <p>・滋賀県人権センター主催 インターネット人権マスター講座に参加(2回)</p> <p>自治会での人権・同和問題学習会を開催するにあたり、学習テーマや学習教材(資料・DVD等)の相談を受けた時に、「インターネット上での人権侵害」も一つの候補として紹介した。全戸配布する啓発誌「ふれあいもりやま」でインターネットによる人権侵害を特集し、広く市民に啓発を行った。</p> <p>〔課題〕</p> <p>ネット差別の加害者にも被害者にもならないために心掛けることについて、市民を対象とした研修を進める必要がある。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>・滋賀県人権センター主催 インターネット人権マスター講座に参加(2回)</p> <p>・自治会等で配布する啓発チラシの充実</p> <p>〔目標値〕</p> <p>・市民を対象とした研修会の開催 1回以上</p> <p>・他機関主催の研修会への参加 2回以上</p>	人権政策課
人-46	インターネットによる人権侵害	子どもに対する教育の充実	・小・中学校等で、インターネットによる人権侵害に関する正しい理解と認識を深める教育を実施します。	<p>〔成果〕</p> <p>・各校でSNSや動画共有サイトなどインターネット等の人権に関する研修を行い、児童生徒の意識向上に努めた。問題が起こった時は、関係機関と連携をして対応をした。</p> <p>〔課題〕</p> <p>・インターネット上の人権侵害や情報流出は学校現場では発見することが難しい。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>・児童生徒が犯罪に巻き込まれることのないように、警察など関係機関との連携を密にする。インターネット上の人権侵害に関する研修を行い、的確な対応ができるように努める。</p> <p>〔目標値〕</p> <p>・研修を年1回以上実施する。</p>	学校教育課
人-47	インターネットによる人権侵害	職員・教職員等の研修の充実	・職員・教職員等が、インターネットによる人権侵害が発生した時に適切な相談や対応ができるよう研修を実施します。	<p>〔成果〕</p> <p>インターネット上への誹謗中傷の書き込みなどの人権侵害行為が発生した場合迅速かつ的確な対応をとれるよう、研修会へ参加し、職員の資質向上に努めた。</p> <p>・滋賀県人権センター主催 インターネット人権マスター講座に参加(2回)</p> <p>〔課題〕</p> <p>インターネットによる人権侵害行為を把握するため、相談窓口の周知に努める必要がある。また、こうした行為が発生した際に迅速かつ適切な対応をとれるよう、関係機関と連携を図り、継続して職員の資質向上に努める必要がある。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>・滋賀県人権センター主催 インターネット人権マスター講座に参加(2回)</p> <p>〔目標値〕</p> <p>・他機関主催の研修会への参加 2回以上</p>	人権政策課
人-47	インターネットによる人権侵害	職員・教職員等の研修の充実	・職員・教職員等が、インターネットによる人権侵害が発生した時に適切な相談や対応ができるよう研修を実施します。	<p>〔成果〕</p> <p>・インターネット等の人権侵害の研修を行い、教職員の意識向上に努めた。問題が起こった時は、関係機関と連携をして対応をした。</p> <p>〔課題〕</p> <p>・インターネット上の人権に関わる問題が発生した場合、迅速かつ的確に対応できるような対応力を高める必要がある。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>・インターネット上の人権侵害が発生したとき、教職員が的確な対応ができるようなスキルを身に付けるため、「インターネットと人権」に関する研修が実施できるよう、市内校園に情報提供を実施する。</p> <p>〔目標値〕</p> <p>・研修情報を確実に周知する。</p>	学校教育課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料1

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和5年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-47	インターネットによる人権侵害	職員・教職員等の研修の充実	・職員・教職員等が、インターネットによる人権侵害が発生した時に適切な相談や対応ができるよう研修を実施します。	<p>〔成果〕</p> <p>「インターネット社会と人権」をテーマに県人権センターから講師招き、人権講座で市民向けの啓発を行った。また、センター通信上で「インターネットと人権」についての啓発記事を掲載した。</p> <p>・関係する人権講座 1回</p> <p>〔課題〕</p> <p>ネット上では、数多くの差別が作られ、拡散されている状況であり、引き続き啓発に取り組む必要がある。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>各校園が実施される人権教育に関わる教職員研修等を活用して、教職員にネット社会における人権侵害について啓発を進め、特に携帯やタブレットを自由に閲覧できる子どもたちがネット上の人権侵害に巻き込まれないように教職員の意識を高める。</p> <p>また、「事前登録型本人通知制度」についても機会あるごとに研修の場で周知し、部落差別解消に向けた取り組みを広げていく。</p> <p>【目標値】</p> <p>・市内小学校人権教育にかかる計画訪問 9校 ・市内中学校人権教育にかかる計画訪問 4校</p>	地域総合センター
人-48	その他の人権	啓発や学習の推進	・その他の人権課題に対しても、正しい理解と認識を深めるため、啓発や人権学習の推進に努めます。	<p>〔成果〕</p> <p>・北朝鮮拉致被害者の人権については、ポスター掲示・チラシの配架を行い、アイヌの人々の人権については、啓発資料やチラシの配布を行った。</p> <p>〔課題〕</p> <p>その他の人権については、人権課題が多岐にわたるため、啓発内容や人権学習として選択されないことが多い。</p>	<p>〔具体的な取組〕</p> <p>「その他の人権(災害発生時の人権問題、ホームレス、犯罪被害者とその家族、刑を終えて出所した人とその家族、北朝鮮拉致被害者、アイヌの人々)」の啓発については、研修会やイベント等の様々な機会を利用して、啓発資料やチラシの配布に努めます。</p> <p>・啓発資料やチラシの配布(アイヌの人々の人権)</p> <p>【目標値】</p> <p>啓発資料やチラシの配布 年1回</p>	人権政策課